

衛隊の派遣等々については市長さんはどのようにお考えになつていらっしゃるのかというのをぜひ、政治家としての市長さんに伺つていきたいというふうに思っています。

それから次の、基地の軍人軍属の市内の居住状況の件ですけれども、やはり先ほど部長から答弁いただきました。つまり十二月一日現在で合わせて九百六十七人ということですが、私は、これにつきましては壇上でも申し上げましたけれども、今まで再三にわたつて、違ふ国の国民ではありませんけれども、一応我が市に住んでいる以上、私は市長さんともにある市民だと思ふのです。それは市民税は払つてないかも知れないけれども、しかし、現実にもともに暮らしているわけですから、その中で当然いろいろな摩擦や問題も起こつてくると、その基本はほかの外国人の方と同じように、どこに住んでいるかがはっきりわかるといふことが行政としても必要なことではないかということとは再々申し上げているわけです。ここでやはり答弁としては私の方は非常に不満なわけですけれども、この九百六十七人の方々が、家族数はわかりませんが、どのような形でどこに住んでおられるかということの把握をするような形、あるいは少なくとも、こういうことがあるのです。これは私事で申しわけないのですけれども、私が常務理事をやつていゝる西多摩生協という生協がありまして、そこで加入のお願いに歩くわけです。そうしますと、アパートに行きましてトントンとノックをするとギィーと開ける。「イエス」と出てくるともうあきらめてゐるわけだ、どこに住んでいるかこつちもわからないのです。市内の人でもわからないと思ふのです。ただ、それは私たちは市民だから当然プライバシーは、どこに住んでいらつしゃつても構わないのですけれども、行政としてはやはりどこに住んでいるかということできちんと把握をしていただきたいと思つてゐるわけです。そういつた、市内居住地図のようなものを前々から考えていたきたいというふうに申し上げてゐるわけですが、それについてはどういふ形で把握していらつしゃるのか、さっきの答弁の中では上水道の契約の中から大体外国人の名前みたいなものでわかるのだとおつしゃつた答弁もあったのですけれども、そこであれば、外国人登録なさつてゐる方となさつてゐない方の区別は判然とするわけだ、どの辺りに住んでいるのかということがわかると、今、市長も御承知だと思ふけれども、アパートそのものがほとんど全部軍人軍属というケースが非常にありますよね。つまりアパートの三十戸なら三十戸がみんなアメ

リカ軍人租界みたいになつてゐるケースは幾つもあるわけです。

その市民との交わり方の問題も含めて、どこにどのように住んでいるというのはいはり把握すべきであるといふことを主張してゐるわけですが、これについてはどのような形を考へてゐるかといふことを伺つていきたい。言つてみれば、軍人軍属の居住地図や、それから現況調査といふのはどのように行つておられるのか、あるいは行つつもりであるかといふことを伺つておきたいと思つてゐます。

それから、今中東情勢につきまして伺ひましたけれども、四番目の九月、十一月期の離着陸数については先ほど申し上げました。十月につきましてはぜひ二十一日までの形でお願ひしたいといふのと、私が聞いている範囲では、九月の半ばから多分横田基地は滑走路の工事をしてゐるのではないかと思ふのです。四年前の工事のことは覚えておゐても知れませんが、エプロンのほとんどをコンクリートを剥がして配管工事を行う、それから滑走路に關しても全幅の約三分の一、中央部分の三分の一を剥がして工事をすると、随分大きな工事を四年前にやつてゐましたね。ちょうどこの時期に一般質問させていたたいたのでよく覚えてゐるのですけれども、それほど大規模な工事ではなかつたようなのです。しかし、現実にはC9が横田基地からほかの基地へ移つたようなこともあつたようなのですけれども、そこについてはどのように把握をなさつてゐるかを伺つていきたいと思つてゐます。

それから次は、会館の使用についてです。即位の日の当日の会館休館につきましては、市長の方は教育長の補助執行のものであると、管理は教育委員会なのだといふふうにおつしゃつてゐますけれども、しかし、条例上のことをちょっとさつき伺つたのですが、市民会館の使用条例の中の第四条に至るところもすべてこれは補助執行の形で委任してしまつてゐるのだという理解でよろしいのでしょうか。つまり、この市長が特に必要であると認めるというところの中身も、例えばそれでは市長が独自に認めた場合はどうするかといふことがあります。補助執行で全部管理は市民会館に任せてゐるけれども、別の理由で市長が必要と認めた場合があり得るはずなのです。その整合性はどうなつてゐるのですか。これはつまり、なぜそんなことを聞くかといふと、今現実には市民会館と公民館は併設施設ですから、先ほど次長の言つたように、現実には市民会館の使用が優先をするわけで、それに基づいて公民館は休みに決定してゐた

ということがあるわけです。そうしますと、本来つまり教育委員会の属性にあるものが、市長の属性にあって委任しているものの方を優先してしまうのです。この自治法の扱いについてのことはさておきまして、現実はこの条例の中に出ているところの市長が特に必要であると認めたときに、今回はどのような形で該当するかという、つまり、このところに関しては全部委任しているのだから、市長の特に必要であるということに関しては、教育委員会の意思であるというふうに理解してよろしいのかということ、逆の場合は条例改正はどうなっているかということをおきたいのです。市長が認めるということはありません。そのときはどういう形で設定されるのかということをおきたいのです。

なおかつ、僕はここで指摘をしておきたいのは、このときの当日の休館に関しては、広報その他もそうなのですけれども、非常に説明の仕方が十分ではなかったような気がするのです。市民に対してです。「即位の礼の当日は休館になりますよ」ということのお知らせはあるわけですけれども、どうしてかという点に関してはないのです。だから、休日になるから休みなのかというふうに理解する人もいるかも知れないけれども、現実には、本来は定休日はこうだけれども、しかしながら、こういった理由でこの日が休みになるというふうな形については、僕は説明がなかったような気がするのです。それについては教育長はどういうふうにお考えなのかということ、それから、今の問題に関係して言いますと、私どもは少なくとも議会の中の話から申し上げますと、総務委員会の協議会の中においてはこれらの説明がありました。そのときには教育長の見解を伺っていたわけです。私はここでもう一回伺いたいのですけれども、教育長が今回の即位の礼の休日の問題に關しまして、どのような見解を取られた上で休みになされたかという点については再度ここで、議会の中で質問をしていきたいというふうに思いますので、ぜひお答えをしていただきたいというふうに思っています。

それから、即位の礼の当日の話をしていかなければいけないわけですが、その日、学校が休みになって、子供たちの中で一部自主的に学校に行ったり子供たちもいるわけですが、一部の学校では子供も教員も学校の中へ入れないのだということを、その日の休日管理をしている側から言われたところがあるのです。そういった事実について、教育委員会はどうのように把握をしていらっしゃるのかということ

を伺っておきたいのです。つまり、例えば日曜日などに教員が学校に行くことは大変しんどいということ、雑務を片づけたり、いろいろなケースがあるのです。僕は休日もそれと大して変わらないと思うのですけれども、この日に限って教員も入れないのだと、生徒も入れないのだということをやった学校があるのですけれども、これについてどのような見解をお持ちなのかということをおきたいのです。

それともう一つは、先ほど林田議員の質問の中で学校教育現場の問題が出てきました、これは卒業式、入学式の話で、この当日の話は出てこなかったわけですが、その日の丸の掲揚に關することが、実際に学校業務の中身だと思ふのです。校長さんが判断をするのが学校現場の判断の中身だと思ふのですが、現実に校舎管理の問題からいまして、日の丸を掲げる仕事というのは、今聞く範囲では高齢者事業団の委託事業の一部であるというふうに伺っているのです。間違いないかどうかということを知りたいのです。

つまり学校業務の中の、学校の現場での判断ですから、日の丸を掲げるも掲げないも学校の判断なわけです、現実には当日第二中学校はどこにも揚がってなかったはずなのです。それは多分現場の判断、つまり学校の判断だったと思うのですけれども、実際に掲揚する仕事そのものは、高齢者事業団に委託しているような形なのかどうかという点ははっきりしておきたいと思っています。それがどのような形、つまり、学校長が学校管理の中身として高齢者事業団に対してそういうふうにやらせているのかどうかという点を、ちょっと伺っておきたいというふうに思います。

それから次の、福祉行政のことなのですけれども、市長の方からは一つは見舞金制度に關しては見直しをしたいということで、ぜひこれは見直しをしていただきたいと思ひますけれども、現実に部長など伺っていただきたいのですが、近隣の市などではどのような形でこの災害見舞いみたいなことをしているかということが一つ。それから市長の答弁の中で、市営住宅に關して空きがあれば罹災した人に一時的に避難していただきたいのだということで、それは少なくとも今までよりは大変罹災した人にとっては大変いい話なわけで、現実には、今回も火事になって市役所から見舞いが来て、その人たちも「市営住宅かどこか空いていませんか」ということを聞くわけですね。行った職員もその場でないというのも大変言いにくいわけです、早い話が。それで何となく気まずそうにありませんか、ことを言っているわけで、空

いてる限りは準備しますけれども、しかし今は空いてませんという形の方が現実的だと思うのです。そのことについてはぜひそのように進めていただきたいのと、もう一つは、一時にせよ何か、市営住宅ではないにしても罹災者を何らかの形で救援するものはないか、ほかの町ではどうなっているのかということも含めて、ちょっと具体的にわかればお知らせ願いたいというふうに思っています。

それと、もう一つは消防のことなのですが、その日の火事は九月にあって、新聞等々にも出ましまして、小さな記事ですけれども出たのですが、私も行ってまして、幾つか問題が出てきたのです。これは、決算委員会の中でも指摘をしたところですけれども、二つ問題があって、消防署から非常に罹災場所が遠かった、目白第二病院のそばです。それからもう一つは八高線の踏切にかかってしまったのです。非常に運の悪いことだったと思うのです。焼けた人も気の毒ではあったのですが、これは今までも青梅線以東に消防団をつくってほしいといういろいろな議員の皆さんからの要望もありまして、少しずつ実現されていくと思いますけれども、基地との消防協定みたいなことはどうなっているのかというのをちょっと伺っていききたいのですが、そのときも現実には一六号線はさんで反対側に基地の消防自動車、東京都の消防車より早く実は来たのです。人々は、私もやじうまも含めてそこから水がかかるという期待を实はしたのですが、結局見守っていただけなのです。

それで、やはり市民の心としてはかけてほしいというのがあるのです。道路をはさんで真向かいですかね。この辺の相互の協定関係はどのようになっているのか伺っておきたいのです。私も理解しているのは、基地の中でいろいろな、例えば事故等々があったときに東京消防庁は応援に行くというのは、私も基地問題で質問して聞いているわけです。知っているわけです。そのとき問題になったのは、例えば核事故なんかあったらどうするのだと、それでも消防庁は行くわけですけれども、そんな話は今までも聞いて私も知っているわけですが、逆のケースはどのような形になっているのかというのをちょっと知りたいのと、その日は実際に人が人もなくて、何家族も焼け出されましたけれども、人が出たのは、その中で基地の向こうから金網を越えて助けに来ようとした若い軍人が金網を越えられなくて落っこちてけがをして、その彼だけがけがで、あとはけが人もなくて大変に幸いではあったのですけれども、

も、実際にそのような形で消防の相互の援助の仕組みはどうなっているかというのをぜひ伺っておきたいと思っています。

それから、最後にごみの問題なのですが、先ほどごみについて特に市長の方から伺いましたのは、パッカー車の使用の問題について伺いました。現実問題とすれば二つの理由をお挙げになったわけで、作業員の安全の問題、つまりビンを取り上げるわけですから、ビンが落っこちたりいろいろな問題が起きて、非常に危険であるということについては確かにそのとおりだと思うのです。

それから、もうひとつは、ごみが飛び散るのだということだということで、現実にはパッカー車の使用というのはやむを得ないところだろうと思っています。ただ、この間私も市民相談や、あるいは生協のお母さんたちの集まりの中でやはりビンの回収、再生の問題がやはり出てきているのです。パッカー車の場合、その破損率がどれぐらいトラックとパッカーが違つかについてよくわからないところなのですが、現実には巻き込んでいくわけですから、時としてはビンが割れたり、時としては一・五リットルの、あるいは一リットルのいわゆるペットビンというやつがばりばり割れていくわけです。そうしますと、何とかごみのリサイクルなどと考えている主婦の人たちにとっては心穏やかではないです。ばりんばりん割れる音を聞くわけです。そうしますと、ひとつはパッカー車を使っているいきまますよというような形のPRが必要ではないかという気がするのです。これから伺っていきまますけれども、現実にはいろいろなカレット化、つまり破砕をしてくちくちやに割れちゃったやつを溶かして再利用するわけですが、そのカレットになるべきものも、やはり市民から考えると生きビンでいけるのではないかと思うところがあるのです。にもかかわらず、パッカーでばんばん割るといのは、市は再利用を考えているのかなというようなことになっていくのです。

それからいくと、やはりどこかで一定のアピールは必要だと思うのと、現実にはほとんど持って来たビンについてはカレット化をしちゃうのだと、生きビンはほとんどないということであれば、それはやむを得ないとなっていくと思うのです。やむを得ないということを引きちゃんとアピールすることがまず第一番目に必要じゃないかと思うのと、さっきは答弁いただけなかったのですが、現実には不燃ごみの分別

の収集は市長さんの方針としてはどういうようにお考えかということをお伺ってまいります。

分別収集というのは、例えば今は燃えるもの、燃えないものですね。さらにその中身としては回収できるビンなのか、回収できないビンなのか、色が付いているのか、付いていないのか、あるいはプラスチックはどうか、缶詰はというような形で、それは現実には今町内会や子供会などでの廃品回収その他があるわけですが、現実にはもう少し強い行政指導をしていかないと、これらのことは達成できないのではないかというふうに思うわけです。当然金もかかりますし、私は議員になってすぐの十年前と五年前と、つい最近も沼津市などを見てきたわけですけれども、それは大変といえば大変です。町内でごみのセンターをつくって、そこに家庭から出たごみを分けてやっていくわけです。今は何となく、市の方でもよほど金でもかけない限りは、乾電池もビンもみんな同じでもいいじゃないかという気がどうしても出てくるでしょう。そこところは相当強い行政指導で介入をしていかないと、今のままのごみの形では救われまいと思うのです。

そういった、具体的にはパッカー車の問題から生きビンの有効利用の問題まで出てくるわけですが、先まで話を進めれば、既に大森議員などが質問している、例えば牛乳パックの回収だとかその他、秋川のいなげやさん何かも初めているわけですが、あるいは私たちの西多摩生協も回収を初めて、トレットペーパーに替えていっているのですが、そういったことまで行政が手を出していくというような形が必要ではないかと思っておりますけれども、差し当たって今、不燃ごみで埋めなければいけない部分、現実にあれですね、全体の資料なんかを読んでいても、今ごみが出てくるのは、全国的なことなわけですけれども、ごみからいえば多分いわゆる埋めているごみというのが圧倒的に多いのです。

燃やすごみというのはもちろんあるわけですが、今出ているもののごみだと、日本では一般廃棄物の四〇％を埋めているというのです。これはものすごい量です。それを埋めざるを得ないということは再利用できていないということなわけで、自治体でやれる努力はとも小さい努力なわけですけれども、それらのことが、行政が思い切ってやっていくような考え方があるのか、あるいはそれについてはどうい

ふうに考えていくのかということをお伺ってまいります。

ごみの問題については、一九七〇年のいわゆる廃棄物処理法以来、処理の仕方についてはいろいろな考えが出てきてまして、非常に面倒くさいことになってはいるのですけれども、今言った、少なくとも不燃ごみの分別収集については、市長としてはどのような形でやっていきたいのかということは伺っておきたいと思っております。

以上、二回目の質問です。

○市長（石川彌八郎君） 自席から答弁させていただきます。

幾つか遠藤議員さんの方から話がありましたけれども、私の方から、それではまず中東問題についての見解はどうかといったようなことのようにございますので、その件につきましてでございますけれども、我が国が中東和平のために外交的な努力を初め、できる限りの貢献策を講ずることは、これは国際社会に日本が置かれております立場を考えた場合には、これは当然必要なことであるというふうに基本的には考えております。

しかしながら、今回廃案になりました国連平和協力法案に自衛隊の海外派遣が盛り込まれていたわけでございますけれども、憲法上の問題点や、国民が受け入れる限度を超えた点があったのではないかと考えております。したがって、廃案はやむを得ないものではないかなというふうに思っております。

それから、あといろいろございましたけれども、会館使用の件につきましてですけれども、これは私の方にも相談がありまして、先ほど次長の方からも話がございましたけれども、十一月十四日は予約があったので、十一月十二日は予約がなかったといったようなことで、十二日が適切であるであろうというふうな、そういう相談がございました。これはまた後ほど細かく御答弁すると思っております。

また、ゴミの問題でございますけれども、確かにゴミというのは非常に深刻な社会問題であるわけですが、いまして、いわゆる沼津方式というのですか、非常によくできておるし、大いに参考にしなければいけないというふうなこと、いわゆる分別というものは非常に重要であるというふうに思うわけでありま

て、いいことは大いに積極的にやらなければいけないというふうな考え方を持っておるわけでございます。しかし、いずれにいたしましても、よく研究をいたしまして、そしていい方向に進めていきたいと、こんなふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○市民部長（岩崎好亮君） 横田基地の關係でございしますが、先ほどちょっと今年の十月のことで欠測がありましたものですから、昨年の十月一日から十月二十一日の間で比較していただけないかと、こういう御質問でございますので、まずそちらの方から御答弁申し上げます。

一日から二十一日の間でございしますが、今年は十月が二百九十五回、前年は九百二十二回でございします。マイナスの六百二十七回でございします。一日平均飛行回数は今年が十四回、前年が四十三・九回、マイナスの二十九・九回でございします。それから昼間でございしますが二百三十五回、前年が七百四十八回でマイナスの五百十三回でございします。次に夕刻でございしますが三十九回、前年は百三十三回でマイナスの九十四回でございします。夜間でございしますが二十一回、前年が四十一回でマイナスの二十回でございします。それから最高飛行日及び回数ですが、十月十九日六十七回、前年が十月十三日で九十回でございします。マイナスの二十一回でございします。それから騒音最高日及びホーンですが十月十九日百七ホーン、前年が十月十三日で百十六ホーン、マイナスの九ホーンでございします。

次に、軍人軍属の市内居住についての把握をどうしているかというふうな御質問でございしますが、私の方で把握することはなかなか難しいのでありますが、市内の居住の把握につきましては、水道台帳などにおいて、水道台帳ですと登録者がどなたというのがわかりますので、そういうふうなことで把握しているわけですが、そんなようなことで、世帯等につきましては約四百八十世帯、民間人を含めているのではないかと、こういうふうな推計的には出ているところでございます。

次に、火事の際の協定はどうなっているのかと、いわゆる米軍と東京消防庁を含めての協定のことだと思ひます。これは基地の中に火事があつたとき、あるいは、今度は基地外に火事があつたとき、両方同じような協定を受けるといふふうに解釈をしております、その概要でございしますが、火災の防護とか財産の確保、消防活動について応援協定をすると、相互に応援協定をするということでございます、した

がしまして、相互の消防管内で、例えば火災が発生した場合は、各当事者から応援要請があつた場合に要請側の責任者の指示に従つて消防活動をするということになっております、今回のような場合は横田基地の消防の方から福生の消防署の方へ要請があれば、その要請に基づいて消防活動を行うというふうなことになるております。（「そうではなく、福生の消防署から横田の方へ……」と呼ぶ者あり）

失礼しました。福生の消防署から横田の方へ要請した場合に横田の方から来ていただくと、こういうことでございます。なお、協定の中には、消防団も含まれております、例えば横田の方で火事があつた場合には消防団に出て来ていただきたいという場合には出て行く。あるいはそういうふうなときにも、消防団も同じように含まれていますから、福生の方から消防の活動を横田に要請した場合には横田の方から来ていただく。消防団もそれと同じようなことを受けるということでございます。

なお、現在のところでは、福生消防署以外の消防団でまだ応援を受けたような例は余りないのだそうでございます。

火災についての報告につきましては以上でございます。

それから次に、ごみの収集の問題で御質問、あるいは御意見等もいただいておりますが、パッカー車の問題といわゆるトラック型の問題でございます。一つはことしの二月からいわゆるパッカー車にかえたわけでございますが、現在のいわゆる生きビン等の割合といひますか、残った割合でございしますが、六十二年ではカレットと生きビン——カレットというのはぐずぐずに壊れたという意味ですが——の割合が、生きビンの方が七％もの資源ができて、カレットが九三％でございします。それから六十三、六十四、六十五年はカレットが九四％、それから元年が生きビンの方が五％でカレットが九五％、だんだんカレットの比率が高くなる、原因の一つはいわゆる酒などでバックの酒が出ているということもあるかと思ひますが、生きビンの方の利用率といひますか、利用ができる生きビンというものが少なくなっているというふうなことでございます。したがって二年から、ことしからですが、現在のところパッカー車を入れましたところ、生きビンが今のところ三％利用されて、再利用できて、カレットが九七％ということでございます。

そんなようなことでございしますので、私ども先ほど御指摘のありましたように、パッカー車でぐずぐず

崩れる音がしますと、いわゆるピンを壊してしまうような印象がありますけれども、これも、そのようなことをPRして市民の方にできるだけ御理解を得たい、また、そういうふうな状況になっていることも、御指摘のとおり、私の方のPR不足かなというふうには思っているところでございます。

なお、さらに分別収集のことでございますが、今は不燃ごみと可燃ごみというふうなことです。さらに有害ごみというふうなことがございまして、乾電池だとか蛍光灯だとかというものの分別、それからもっと進みましてビンと缶の分別、こういうようなことも将来は考えていかなければならぬこと、減量にはつながらないのではないかと、いうふうには思っているわけですが、施設の問題やいろいろなことがございまして、なかなか簡単にはいきませんけれども、今後例えば、そういう分別収集の方法をごみ減量対策委員さんとか、いろいろなところに御相談いたしまして考えていかなければならないのではないかと、いうふうに思っているところでございます。

以上、御質問についての答弁とさせていただきます。

○秘書課長（坂本 昭君） 基地に関連いたしましたして何点か御質問いただいておりますが、住宅防音工事の達成の状況の問題でございます。

確かに御指摘のとおり、なかなか達成率が伸びてきていないという状況があります。しかしながら、六十二年度を例にとりますと四四・六％というような状況でございまして、六十三年度が五一・八％、元年度が五五・一％と徐々にあります。上昇してきてはおりますが、なかなか十分とは申せないという状況にあります。

どういうところにその原因があるのかということでございますが、これも、先ほど御指摘がございましたように一番大きな理由は、やはり住宅防音区域に非常に借家率が高いということが一番大きな要因の一つであろうというふうには思っています。また、もちろんこの法律上の性格から、この補助金については申請主義ということになっておりますので、御希望がなければ実施しないということでございます。その辺も伸びないひとつの理由ではあるかと思うわけでございます。

確かに、貸家の場合は借家人の方の申し込みでなくて、大家さんが申し込みをするということになって

おります。したがって、確かに借家人の方は、住宅防音をしなければならぬ地域ですから音がうるさい、大家さんはひょっとすると福生市外に住んでおられるような方もおられる。その方が音というものについて余り敏感でないというような面、そんなことがある。そんなことがございまして、なかなか皆さんの御理解が得られないというような面もあるようでございます。

また、家屋が大変古くなったというようなことで、この際取り壊しをしたいというような場面もあるのかと思いますが、いずれにしても、行政がどのようなにかかり合っているのかという問題になります。先ほど議員から御指摘もございましたように、やはり民事の問題でございまして、民事不介入というひとつの建前があるわけでございまして、これに行政が積極的に関与していくことはなかなか難しい面があるわけでございます。できたら今後PR活動を行いますので、その広報等の中で大家さんに対する御協力をお願いみたいな形で一項を設けてやってみたらどうかと、そんな点を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、離発着数に関連しまして、基地内で滑走路の補修工事が行われたのではないかと、お話でございました。調べましたところ御指摘のとおりでございまして、基地側に確認いたしましたところ、定期的な補修工事を九月十六日から十月十八日までをかけまして行われたということでございます。一遍に閉鎖するという方向でなくて、パートパートでやっていったというようなことがありまして、確かにその間大型機の離着陸ができないということ、C9等もほかの基地へ一時的に移っていたと、こういうことがあったということでございます。先ほど御質問いただき、御答弁申し上げました湾岸情勢の変化に伴う影響とともに、一つにはこういう滑走路の補修工事というように、一つの点としてあったのかなと思っております。以上でございます。

○教育長（来住野和也君） それでは、遠藤議員さんの御質問、何点かあったと思いますが、あえて私に御指名の部分だけについてお答えいたします。

即位礼正殿の儀の当日が休日になったわけですが、この法律の趣旨というのは、国民こぞって祝意を表するためということになっておりまして、もちろん、できれば国民こぞってですから福生の職員、本庁だ

けでなく市民会館、公民館、その他出先の機関の職員もこぞって祝意を表するために休日にしたいというのはまず本意であります。しかしながら、御承知のようにに公民館、市民会館というのは市民の利用に供するためにある施設でありまして、そのために市民が著しく不便を、あるいは市民に著しい損害を与えるようなことであってはいけないというのが一方にあります。

したがって、市民会館の使用に関する条例、休日に関する第四条、そういった点を、休館に関する条例等をいろいろ検討いたしましたして、市民にも著しい迷惑をかけず、しかも国民こぞって祝意を表するといふこの法律の趣旨も生かしてという意味で検討したわけです。市長にも御相談を申し上げたということは先ほど市長も御答弁されましたけれども、その結果、先ほど次長の方から答弁いたしましたように、十四日は福生の市立二中が合唱コンクール、十五日、十六日は西多摩小学校教育研究会の授業、そして、十七日は一年も前から計画されております福生の市民文化祭で使うというようなことで、この辺りをあえて休館にしようと思うと著しい御迷惑を市民の方におかけをするということになるので、十二日がたまたま空いていたということではこれを休館にしたという、先ほどの答弁であります。私の考えでは、先ほど総務委員会の際の発言を取り上げになりましたけれども、あのときと変わっておりませんで、私としては国民こぞって祝意を表すると、これは憲法第一条で日本国の象徴、あるいは日本国民統合の象徴であるお方が即位されたことを内外にお示しになるという、そういう儀式の日を休日にしたというその趣旨、それをするだけ生かしたいという気持ちと、それから、そのことと同時に使用する市民の皆さん方が著しい、そのことによって御迷惑をおかけしないということが、たまたまではありますけれども、非常にうまくこの場合両者を生かすことができた、その意味で大変ベストな処置であったというふうに考えて喜んでおります。以上です。

○教育次長（矢崎茂夫君） それでは、遠藤議員さんの御質問に対して何点か御答弁させていただきますと思います。

先ほど、休館の日のPRの問題を御指摘いただきました。もっと詳しくPRすべきじゃないかと、その理由を述べるべきじゃないかということでございます。私ども行政にしますと、広報にお知らせしたこと

で十分だったかなと思つたわけでございますけれども、今遠藤議員さんからも御指摘のようにもう少し詳しくという、市民サイドからすればそういうこともあるのかなというふうに私も感じた次第でございます。したがって、今度このようなことがあった場合については、その広報の仕方にも留意してまいりたいというふうに考えております。

また、学校に、十一月十二日に学校に入れなかったことについての御質問がございましたけれども、これは教育委員会から特に入れるなどか、そういう指示はしておりませんで、学校長の判断等によるものと考えられます。

それから、日の丸の掲揚のことでございますけれども、これは管理人さんが掲げたのはどうということかということでございますけれども、福生市は、今シルバー人材センターと学校施設の管理業務について契約を交わしているわけですが、その仕様書の中に管理人さんの勤務内容がございます。この中の八番目にその他校の指示する事項という規定がございます。これが、一つ一つ細目別に項目をうたっておりませんけれども、こういった仕様書に基づいて校長先生が管理人さんをお願いをしたのだというふうに思っております。

それから、条例上の解釈の問題で、補助執行の問題がございましたけれども、市民会館というものは、遠藤議員さんも十分御理解のとおり、市長が本来的に管理、あるいは運営する建物でございます。しかしながら、そこには内部に社会教育法の規定するところの公民館も併設をされているということでございます。補助執行規定によりまして、これら建物そのものの所有者、これは市長にかわりはございませんけれども、この建物を、事業を運営していくと、あるいは管理していくことについては、規定によりまして教育委員会に補助執行されているところでございます。

しかしながら、その決定権のすべてを委任されているということではなくて、そこには当然市民会館部門の事業、あるいは管理をしていくもの、そういったものにつきましては先ほど申し上げましたとおり、市長から市民会館何々課長、それから何々係長という、そういった何々勤務を命ずると、こういった併任の辞令をいただいておりますので、その職員はその市民会館部門にかかわる事業、あるいは管理運営にか

かわるときには市長からいただいた辞令に基づいてその職員は市長の仕事をする、また一方では公民館事業を行うときには教育委員会から辞令が出てますから、そういった職員はその管理運営に当たること、両方同時に扱っていくわけでございます。

したがって、先ほど市長が御答弁申し上げましたとおり、決定については、当然、私どもについては意志決定を仰ぐわけでございますから、起案文書を上げまして、市長にその旨報告申し上げ、そして決裁をいただくという手段をとっているわけでございます。

大変この補助執行規定というのはわかったようなわからないようなものでございますけれども、そういう形で私も教育委員会としては、市長の建物であるけれども、その管理とかその業務、事務処理、そういったものは教育委員会職員をもって、併任辞令をいただいて管理運営していくというふうにしているわけでございます。

したがって、市民会館等に関する使用申請等も、これは教育委員会への使用申請ではなくて、福生市長宛の使用申請と、そういうことになっているわけでございます。

非常に、何かわからないような、ピンとが外れているかも知れませんが、御答弁に変えさせていただきます。

○福祉部長（石川和夫君） 災害時における見舞金並びに罹災者の収容施設の確保状況につきまして、近隣の状況につきまして御説明させていただきたいと存じます。

まずはじめに、見舞金でございますけれども、立川市につきましては一世帯に全焼の場合二万円、半焼の場合一万円、昭島市は見舞金は出しておりません。青梅市におきましては、一人家庭におきましては全焼の場合二万五千元、半焼の場合一万五千元、それ以外は全焼の場合五万円、半焼の場合三万円、それから秋川市におきましては全焼の場合三万円、半焼の場合には一万円、羽村町におきましては全焼の場合に五万円、半焼の場合二万円というように見舞金が支給されているわけでございます。

それから、住宅等の確保状況でございますけれども、立川市におきましては防災センターに一週間までというような形の中で確保されているということでございます。ほかの市町におきましては特に確保し

ていないという状況でございます。ただし、秋川市の場合には、現在市営住宅を建て替え中というふうなことで、現在のところは、半年間ぐらいはもしあった場合は入居は可能だということのようなことが言われておるようでございます。以上でございます。

○十三番（遠藤洋一君） それでは、さらに質問を進めていきたいと思っております。

一番目の、横田基地のこのNHK受信料の半額のことなのですけれども、現実には市長が最初の答弁で全域に拡大すべきであると、国に要請していききたいということで、差し当たっては我が市が残った地域についても独自に補助をするようなお考えみたいにあるかどうかということをお伺いしておきたいと思っております。つまり、なんでそんなことを言うかという、これは基本的には皆さんお得意の民生の安定というところからいえばそうなのでしようが、E2C以来ものすごい不公平感があるのです。先ほどの説明でも銀座通りからというけれども、銀座通りを牛浜の方に向かって右と左と違うわけでして、そういったことが、最初に言いましたけれども、かつては確かに滑走路直下の方がうるさかったこともあるし、今でもそうだと思いますけれども、先ほどのデータを見てもそうだけど、市役所の上空で取っている限りは回数はそのなにもいけれども、例えば十月で九十ホーンでしょう。それから十一月二十一日九十五ホーンですよね。これはちょっと並みの音ではないと思うのです。騒音指数いろいろありますけれども、九十越したらほぼガードレールの下でというふうによく言いますね。例えば地下鉄の銀座線ぐらいのうるさが大体八十で、九十越せばもうガード下だと、ほとんど話が聞えないぐらいのことになるわけです。

多分そのときには当然画面の乱れもあったでしょうし、そういうことからいいますと、本来ならば、せめてそこだけでもということになれば、私は早急な措置みたいなきことが必要で、むしろそのことで国に対してもアピールする力を持つぐらいのことだと思えますけれども、そのところは独自にでもすべきではないかと思えますけれども、そこはどういうお考えなのか伺っておきたいと思っております。

それから、二番目というか、その話の続きではじまった、防音の話なのですけれども、現実には努力はしているのでしょうか、先ほど坂本課長の方からも御答弁ありましたように、現実にはなかなか大い家さんがうんと言ってくれないと、PRをせひしていただきたいのと、それを市長に伺っていききたいので

すが、ぜひこれは市長の方からもそれぞれ声をかけて、ぜひ防音などをやってほしいのだというようなことを強く進めていただくようなことができないだろうかというような気がするのです。

私は借家に住んでいるから、同じ借家でも隣はしているじゃないかという人の、これまた不公平感はいくわかるのです。主たる理由が自分のところにはないわけです。つまり、家主さんがうんと言ってくれないということだけで、例えば防音をしたからといって音が消えるわけでも全くありませんし、しかし、それでも安心は買えるわけです、防音ということ。そういった行政上の安定のことからいっても私は乗り出すべきことではないかと思えますけれども、そこについては市長さんはどのようにお考えなのかをぜひもう一回伺わせていただきたいというふうに思います。

それから、軍人軍属のことについては要するに把握は難しいと。水道台帳で把握するのだと。四百八十世帯ぐらいだと、民間人も含めて。要するに横文字名前を引いたわけでしょう。そしたら四百八十ぐらいあったと。民間人も含んでいるのだと。しかし、これまでずっと長いこと聞いていたのはそんなことではないのです。現実にはどういう形で市民生活を送っているかの把握をどうやっていきますかということをお伺っているわけです。それはもっとも努力してないわけですね。

僕はここではっきり伺っておきますけれども、把握する必要があるとお思いですか、つまり、行政上必要があれば別にやらなくていいのです。どこに市民が、私のいうところの市民ですよ。皆さんがいうところの市民ではないかも知れない、軍人さんかも知れないけれども、少なくともそういった人がどこに住んでいるぐらいのことは市がわからなくて、しかも三人、五人ならあります。例えば南公園に家をなくして、何となくあそこにはダンボールを積んだ方だっているのだから、そういう人はいますよ。しかし、数からいえば大した数です。九百六十七人というのは、我が人口五万七千人だとすれば一定の割合ですよ。そこがどこに住んでいるかよくわからないなんていうことを延々と二年間も言い続けている心臓は大したものだと思うのです。

市長にはっきり伺っておきたいけれども、行政上必要ですか、必要ではないですか。つまり、こういう人が住んでいることが、どこに住んでいるかわかることが。私はその意味で、必要がないというのなら諦

めてこれは聞きません。どこにでも勝手にそこにお住みなさいということでもいいと思うのです。そうじゃないと思うから伺っているわけで、そういった行政努力をなぜしないのかわからないのです。つまり、水道台帳から把握して民間人を含めて何世帯という話、これはいつの話ですか。僕はその間現況調査を、つまりできないのだと、人手がないのだということであれば、調べるようなところをつくらなければいけないと思うのです。最初、林田さんの質問の中でも、本当に進めようというプロジェクトがあればそこに職員を張りつける必要があるじゃないかというところは共通の思いだと思うのです。

僕は繰り返し申し上げますけれども、しつこいようですが、これはいらぬのだたらばもう聞く必要はないともしも必要であるならば、このところをどのように考えるかについて、ちゃんと市長から伺っておきたいというふうに思います。

ここの答弁は、つまり数だけ言っていればいいじゃないかという気がすぐするのです。あとは知ったことかというふうに思うけれども、僕は、市長がその軍人軍属も含めて我が市のためだと思っているかどうかという基本にかかわってくるのですけれども、つまりあれはまれ人であって、たまさか来たのであって、ちょっと待てばいなくなっちゃうのだと、そのまれ人がいいことをしていくのか悪いことをしていくのかわかりませんよ。しかし、そういった存在であると思えば、つまり一夜の宿を貸すだけで済むことになるかも知れないけれども、住んでいるでしょう。そういうことからいえば、どこに住んでいるかぐらいのことはお互いきちっと協力してもわかるべきだと思ふけれども、そういう行政的な努力の必要があるかどうかということについてどう思っているかを伺っていききたいと思っています。

それから、中東情勢に関してやはり市長のバランス感覚といいますか、平和についての考え方はよくわかりました。

あと、九月から十一月期の離着陸数についてもわかりましたので、これについての再質問はしません。それで、次の即位の礼の日の休日の件なのです。教育長からいただいた答弁は、私どもが総務委員会の協議会で聞いた中身とほとんど変わらないわけで、そういう意味からいいますと二つのレベルのことをおっしゃっています。一つは職員が休みになって祝意を表すべきであるという考えが一つ。それから市民

も祝意を表すのだと。しかしそのことはあれですよね。だからといって、職員のこととはわかるけれども、だから市民もその日は休んで祝うべきだという議論にはならないような気がするのです。そこはちょっと無理があるだろうと思いますが、僕はちょっともう一つ伺いたいのですけれども、憲法第一条で定められた象徴であるところの天皇が代替りをするというわけで、国民こそって祝意を表すると。教育長は今の天皇をなかなか「昭仁さん」とはお呼びにならないと思うのです。私は本当に平等に生きるとすれば、私はやはり普通に天皇がここに来て「昭仁さんお元氣ですか」というような形になるようなことが必要だと思うのです。それであればはじめて人は平等だというふうになると思うのです。今のままでは何となく上にあがめて、しかも教育長が「お方」などということを聞くと、やはりそれは、そういった意味からいえば、確かに私たちの象徴ではあるけれども、やはり同じ人として隣に生きるのだというようなことからとても遠くなるような気がするのです。僕はそれは、いずれにしましても、今度の方法がベストで喜んでおりますというような形になって、例えば職員だけの休みの問題からいえば、その日もともと条例どおり行っていることで振り替えるということが不可能ではなかったはずなのです。それでもあえてこうしたのは教育長の一つの考え方だろうというふうに理解していききたいというふうに思っています。

僕は、総務委員会の協議会の中の御答弁の中で、このようにおっしゃっているのです。「不敬かも知れないけれども、という言い方になるかも知れないけれども、このようなことは一世紀に一回か二回起こることである。つまり天皇の代替りなんかはしょっちゅうあるわけではないという意味だと思います。ですからこぞって祝うのだ」というような形で、私は中身によっては非常に政治的な発言であるというふうに思ったわけです。

私は、市の長たる市長さんは選挙で選ばれてきますから、それは、政治的な発言というのは当然あるべきだとも思っていますし、政治的な存在だとも思っていますけれども、今の形では選挙では選んでいない、承認する形の教育長さんはさほど政治的であってはならないと思います。そこは考え方の違いで、そういうお考えであろうということまでにしておきますけれども、いずれにしましても、その日、ほかの町は開いているところがたくさんあったのです。隣町もそうですし、その辺のことは教育委員会は把握な

さっていますか。私どものような福生市の形で、つまり、こぞって祝うために市の施設のほとんどと全館を休みにしたのだという形のところを御存じであればお教え願いたいと思います。それから、福祉行政のことですけれども、確かに周辺のことはよくわかりました。ぜひ、これについてはこれ以上質問しませんけれども、市長におかれましては、罹災をした方の救援救護ということについてはぜひこれから考えていただきたいと思いますが、何といたしまして、この間幾つも耳にしていらっしゃるかも知れませんが、私がお話の対象にした火災についても、福生警察署の方でも新聞社が聞く限りでは事件と事故と両面からしばらく捜査をしていたようです。地権の関係が絡むような、つまり世にいうところの地上げが絡むようなところがありまして、なったようなところもあるというふうの一部聞いてまして、これから先そういうことがないにしても、火災というのはいつ起こるかかわからないわけですし、ぜひそういったことのPRや、あるいはその制度が可能であれば、市民の皆さんへのPRをぜひお願いをしていきたいと思えます。

最後にごみ減量のことなのですが、先ほど、市長の答弁の中では分別収集に関しては将来考えていくのだという形ではあるのです。よく研究したいのだというふうにおっしゃっていますけれども、今現実には、決算、その他でも出てきているのですけれども、もうリサイクルセンターのごみ穴についてはほとんど埋まりつつあるわけです。そうすると、いずれにしましても、それぐらいまでに次の対策を立てないと間に合わないのではないかという気が非常にしているのです。もう一つは、先ほどカレット化の問題があって、ほとんどカレット化が進むわけです。つまり生きピンとして生きるものが減っているわけです。破碎をして溶かしてしまふピンのガラス分がふえているわけですし、今年に至ってはとうとう九十七対三にまでなっていると。要するに、ほとんどのピンはつまり生きてないのです。

そういった中で、今のパッカー化をしていくのはやむを得ないと思えますけれども、現実には破碎されたピンが吐き出されて、それを分別するときに出てくるわけで、当然リサイクルセンターの設備の抜本的な改良みたいなことも含めて考えていただかなければとても追いつかないだろうというふうに思うのです。この間の青梅での事例については、非常に大きな朝日の記事になったのでおわかりだと思えますけれども、